

平成 20 年 10 月 15 日

バーゼル銀行監督委員会「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」および「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂案」市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から今年 7 月 22 日に公表された 2 点の市中協議文書「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」および「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂案」に対してコメントをする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

われわれは、これら 2 点の市中協議文書の内容は、今般の金融市場の混乱に対処するための措置であるものと理解しており、その目的・内容の大枠には賛同したい。

しかしながら、2 点の市中協議文書のうち、「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂案」の内容について、次の点について確認・要望したい。

○ 「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂案」

まず、パラグラフ 698 の「(iii) 評価額の調整」の中で言及されている「調整」とは、調整額の評価 (= 計算) が必要であることを述べたものと理解している。ここでは、必ずしも個々の取引全てについての時価 (公正価値) の調整を求めているものではなく、ポートフォリオ単位でよいことを確認したい。

次に、今回の市中協議文書では、「引当金」(reserve) の表現が削除されているが、ポートフォリオ単位で引当金を計上する方式でもよいことを確認するとともに、そのことを明確化するためにも、従来どおりの表現 (「adjustments or reserves」、「adjustments/reserves」) に戻していただきたい。

そもそもバーゼルⅡ (自己資本比率規制) の枠組みでは、評価額の調整を反映させる方法として、①時価の下方調整 (mark down : adjustment) 方式と②引当金 (reserve) を計上する方式 (個々の金融商品の時価は調整しない) の 2

つの方法があるものと、われわれは理解している。もしポートフォリオ単位ではなく個々の取引単位で、評価調整を実施することとなると、②引当金を計上する方式で財務会計等の処理を行う銀行においては、財務会計等で利用する時価データとは別の規制上の評価額データを保有する必要性が生じ、そのための新たなインフラ整備および評価事務に係る負担が生じることとなる。そのような事態は、コスト・ベネフィットの観点から見て望ましくないと考える。

また、規制上の自己資本（分子）への反映の観点からは、上記の①時価の下方調整方式であっても、②引当金を計上する方式のいずれでもあっても、その効果は同じである。このことから、引当金を計上する方式を排除する合理的な理由は見出せないと考える。したがって、従来どおりの表現（「adjustments or reserves」、「adjustments/reserves」）を復活させるべきと考える。

われわれは、本市中協議文書の最終化に向けて、上記の確認事項が明確化されるよう期待する。

以 上